

志木ニュータウン中央の森式番街 管理組合理事会 発行 2013 年 4 月 8 日

ファミリータイムズ

31 期第 2 号 (通算 85 号)



シンボルツリー(ヒマラヤスギ)・春

【目次】

1. 理事になって一番困ったこと	理事長	木村 征司
2. 長期修繕計画説明会開催へ	修繕担当理事	草間 日出夫
3. 3 月 10 日防災訓練結果報告と 2012 年度活動結果について	防災担当理事	今村 卓
4. 住みよい環境づくり	環境整備(植栽)担当理事	津田 真吾
5. ゴミ集積所に出せないゴミとカラス問題	環境整備(清掃)担当副理事長	小原 典子
6. 駐車・駐輪問題この 1 年	駐車・駐輪問題担当理事	中村 慎司
7. 寄稿「平成 24 年度の中式町内会活動について」	中央の森式番街町内会会長	菊田 次郎
8. 編集後記		

1. 理事になって一番困ったこと

****解決策の一助として管理組合運営のマニュアル化****

理事長 木村 征司（5－801）

先期（第30期）から管理組合活動に関与させていただき、ほぼ2年が経過しようとしています。理事になって最初に戸惑いを覚えたのは、何をどの様に進めたらいいのか、右も左も解らないということでした。

<管理組合業務の具体的手順書なし？>

中式に住む私達にとって「六法全書」に匹敵する「管理規約」「管理規則」「管理細則」は、本箱の隅っこや押し入れの片隅に置かれていて、常々目を通すものにまでは、なっていないのではないのでしょうか。これら六法全書的な規約類は、何らかの問題が起きた時に読み返して、問題を規約文と対比させて解決の糸口を探すといった使われ方をするのが、普通ではないのでしょうか。ところが、理事になって困ったことは、これら規約類に規定されている管理組合の役割について、より具体的な方法論が、成文化されていないということでした。

<新入り理事はどうする？>

例えば、新たに理事に就いた設備修繕担当者は、問題発生時にどうするかと言えば、経験のある諸先輩理事からのアドバイスを受けながら都度対処するという、まどろっこしく効率の悪いものです。

理事になって半年ほど経つと漸く問題への対処の仕方が解ってきました。でもこのままにしておけば、後の半年はアッと言う間に過ぎ、お役御免となり、また新たに理事に就かれた方が、同じ思いをされる悪い循環が続くのではないかと危惧しました。

<管理組合運営要領の制定>

この悪循環を出来るだけ緩和する方法とし、「管理組合運営要領」の制定を理事会に提案しました。

第30期の平成23年11月の第6回定例理事会において、理事の皆さまの賛成で、

第1号となる「管理組合運営要領の制定についての要領」を承認していただき、その後今日までに11件の管理組合運営要領を制定してまいりました。これら管理組合運営要領を次期理事に渡して行くだけで、基本的な管理組合の活動ができる、所謂マニュアルであり引き継ぎ書であると理解して、今後も定型的かつ標準的な仕事の流れである業務については、極力この要領書による成文化を図って行きたいと考えています。

<要領制定の目的と適用範囲>

第1号の「管理組合運営要領の制定についての要領」から、成文化した管理組合運営要領の目的と適用範囲の部分を下に示します。

1. 目的

本要領は、志木ニュータウン中央の森式番街の管理組合活動を円滑に行うために設ける「管理組合運営要領」の制定の手順を定めます。

2. 管理組合運営要領の適用範囲

2.1 管理組合運営要領（以下、要領）とは、志木ニュータウン中央の森式番街の管理規約・管理規則・管理細則（以下、管理規約）の下に運営される管理組合活動の経常的な運営・業務・活動の手順を明確にした要領書です。所謂、マニュアルの性格を有するもので、この要領通り行えば一定の水準で仕事が達成できるとの内容を成文化したものです。

2.2 管理組合活動の継続性や仕事のレベルを維持・向上して行くための一助として成文化した要領に基づいて活動をし、必要に応じ要領は修正・改訂・改善されます。

2.3 要領は、管理規約の定める理事会の構成役員と専門委員会に所属する役員、並びに専門委員が行う業務の要領書であり、成文化しておいた方が良いと判断される業務遂行の推奨手順や要領を表すもので、この要領書によって何人も拘束されるものではありません。

＜その他制定の要領＞

今日までに下記の 11 件の管理組合運営要領を制定し、運用しています。

(1) 運営要領の制定についての要領

前記の通り、管理組合運営要領の制定の目的、適用範囲、作成要領を定めます。

(2) 図書類の保存要領

管理組合が保存保管すべき図書・書類を規定し、その種類別に保存手続、保管方法、保存期間等を規定します。

(3) バインダー等への表示の標準化

図書類の保存に必要なバインダー等への保存資料別のカラーコード、統一背表紙の表示等を規定する。

(4) パーソナル・コンピューター運用の要領

第 30 期からのパソコン導入に伴うパソコンの活用範囲（図書類の保存、会議資料の作成と保存、長期修繕計画の策定等）、利用権限、機密保持等を定めてあります。

(5) パーソナル・コンピューターへの図書類保存の要領

前記(2)図書類の保存要領が、ハードコピーの保存要領であったのに対し、パソコンによる図書類・資料類の保存要領を定めたものです。

(6) 修繕履歴データ管理要領

新築当時から今日に至る大小の修繕について修繕箇所から費用までをデータベース化したものをパソコンに保存してありますが、その一つ一つのデータの登録方法と活用方法を示しています。

(7) 管理組合役員への報酬の支払い要領

報酬支払の根拠、算出方法、承認支払までの手順を示してあります。

(8) 意見・質問書の処理要領

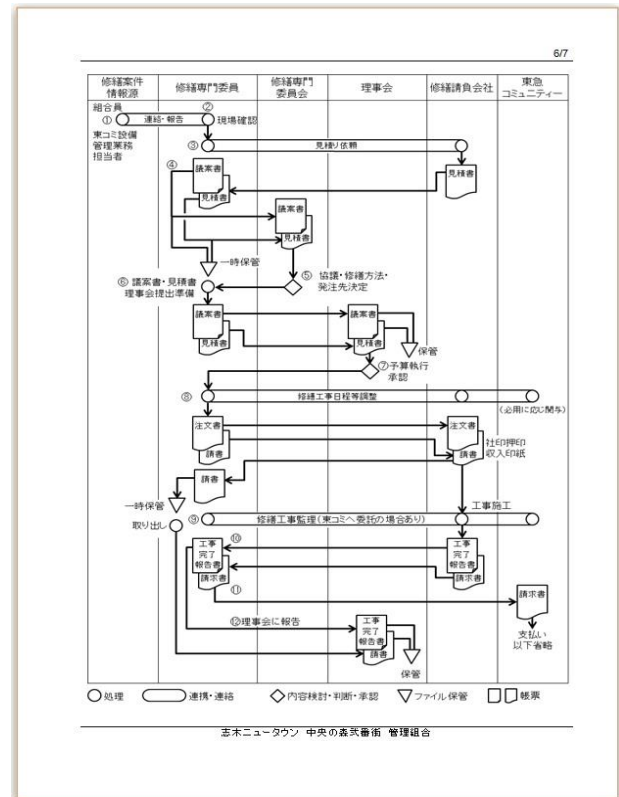
組合員からの寄せられる意見や質問に対する標準的な取扱い要領を示します。

(9) 年間修繕計画の策定と実績管理要領

年間修繕計画の策定要領と実績予算管理の手法を規定し、次期理事会会期当初の年間計画として活用できる形にしています。

(10) 計画外修繕案件の処理要領

年間計画外に突発的に発生する修繕案件の処理要領を定めます。



修繕案件処理要領のフローチャート

(11) 保安設備・備品等の修繕案件の処理要領

居住者の安全や生活に不可欠な備品等の不具合については、緊急に対処すべく、通常の修繕案件より簡素な手続きで即応する手順を示しました。

＜今後の要領制定について＞

現理事会のメンバーは、この管理組合運営要領の重要性・必要性については、理解していますので、各自の担当分野で標準化やマニュアル化すると自分自身の活動や作業の質的向上も可能であり、特に後継理事にも役立つと思われる業務については、積極的に成文化してまいります。

また、後継理事会メンバーへは、引き継ぎ書の重要な一部として渡すと共に、追加・改定に関しても引き継いでもらうべくお願いすることといたします。

2. 長期修繕計画説明会開催へ

修繕担当理事 草間 日出夫（2－402）

第29期(平成22年度)から作業をしておりました長期修繕計画の策定は、昨年の3月から11月にかけて専門業者の(株)改修設計を採用し、建物・設備・外構等の綿密な現物調査から今後必要となる修繕案件を積み上げた計画作成を委託しておりました。その後更に修繕専門委員会にて実現性、優先順序付け、収支予想のチェック等を行って参りましたが、この度最善と考えられる結果がまとまりましたので、4月14日に2回に分けての説明会を計画しています。

今回の長期修繕計画は、組合員の皆様の貴重な財産であるマンションを長期間にわたって、より安全、快適な住まいにし、更には財産価値を維持し続けるための基礎となるものです。出来るだけ多くの方にご出席いただきたくお願いいたします。

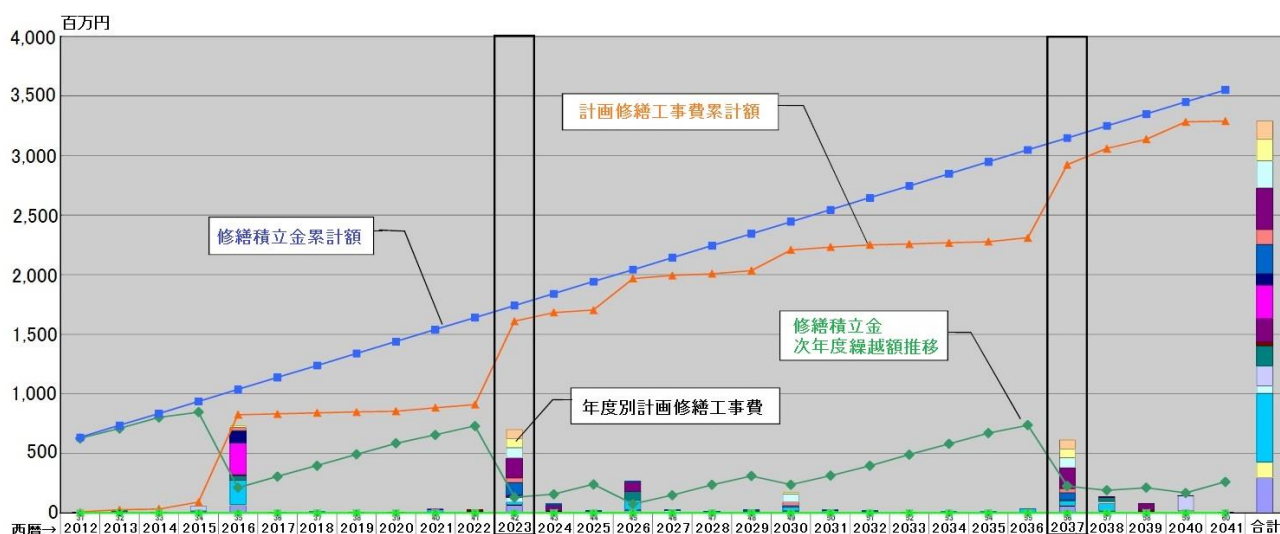
長期修繕計画のねらいは、今までの「その都度の修繕」から「計画的な修繕」へ転換し、建物等の老朽化の進行に伴う修繕費の大幅な増加への対応をしようとするもので、今後私達が払い続ける修繕積立金の根拠となるものです。

長期修繕計画は、これからの30年に渡り予測される大小の修繕工事を網羅して

あります。ただし、今回策定した計画が、今後30年間全くの修正もいらずに使い続けられる精度のものであるかは、初期(今回)の設定条件や予測する環境の変化に応じ、当然のことながら計画へその変化を織り込む修正作業が伴うものです。例えば、大きな規模の計画修繕を実施する以前には、十分な調査・内容・範囲・工法(特に、時代が変わることで、工法も変化する。)等綿密な実施計画をしかるべきタイミングで行う長期修繕計画のローリング作業は、今後の理事会の重要な仕事となります。

また、今回は建物の建て替えは想定しておりません。建替えは、その要望が高まれば、そのテーマで実行性ある計画を別途作る性質のものと考えからず。

説明会では、もう少し詳しい内容や皆さまからのご質問に答えるべく準備しておりますが、多くの方のご参加と内容のご理解をいただき、我が街区の「第一次長期修繕計画」としてお認めいただき、今期の定時総会(5月26日予定)においては、中次の計画としご承認をいただきたいと思います。



修繕積立金累計・計画修繕工事の実施時期・計画修繕工事費累計を示すグラフ(街区全体の実施計画)

3. 3月10日防災訓練結果報告と2012年度活動結果について

防災担当理事 今村 卓（7－706）

I. 防災訓練結果報告

1.実施内容

1.1 安否確認:災害ボランティアによる「ひと声登録者」の安否確認、住民相互の安否確認

1.2 訓練と体験

(1)給水プラント見学(停電時の水取出し方法説明)、(2)エレベータ停止・閉じ込め体験(3)高層棟地下入口の防水板設置体験

1.3 アンケート調査3件

(1)安否信号旗見易さ、(2)家具転倒防止対策、(3)食器棚ガラス飛散防止対策

2.結果

特にエレベータの停止・閉じ込め体験で想定以上待って頂きましたが、前半の安否確認、住民避難が想定より早く完了出来たことで、全体は早めに終わることが出来ました。ご協力ありがとうございました。

(アンケート結果は以下のとおりです)

(1)参加者数(受付された人数)

	住民	対策本部
ボランティア	32	
住民	47	
町内会役員		12
防災専門委員		9
合計	79	21

(2)安否確認結果(単位:戸)

	ボランティア	住民	合計	比率
無事	46	45	91	64%
返事無	17	34	51	36%
合計	63	79	142	100%

(3)安否信号旗見易さ

項目	記入数	比率
見やすい	19	37%
見えにくい	33	63%
合計	52	100%

(安否信号旗とは、ベランダに赤(助けて!)緑、(助け不要)など色分けした旗を掲げることで、外部に通報できるようにする試みです。)

【見えにくいに記入されたコメント】

(a)色について(計4件)

緑は特に見づらい。もっとビビッドな色がよい。新緑の頃は?

(b)大きさ、太さについて(計4件)

細くて信号かどうかわからない。大きい方がよい。布を大きくする。

(c)固定方法について(計4件)

結び方の統一が必要。フック等で固定する方法を考える。手すりの中だと見えない。つけ方が判らない。

(d)その他

大中小の現物見たかった。風で見えにくくなる。

(4)家具転倒防止対策

項目	記入数	比率	2012年調査
対策済	25	38.5%	16%
一部は対策	36	55.4%	55%
対策していない	4	6.2%	29%
合計	65	100%	100%

(5)食器棚ガラス飛散防止対策

項目	記入数	比率
対策済	12	20%
一部済	25	41%
していない	24	39%
合計	61	100%

3. 結果を踏まえた改善策等について

(1) 参加者

建物は倒壊しないと想定していますので全戸参加の訓練は難しいのですが、より多くの方に参加頂いて近隣の方と顔見知りになって頂けるように訓練内容を工夫していきたいと考えます。

(2) 安否確認

(a) 返事無の 36%は、東日本大震災後に行ったアンケートで不在の家庭が 35%であったのと同じような値でした。災害時も、ひと声登録者、住民同士の近隣の安否確認結果を収集させていただきますが、最終的に当初不在の方達等の確認を出来るように、声かけ、安否信号旗以外の確認手段も用意しておく必要があります。

(b) 昨年 12 月のニュータウン連合会合同訓練の際のグループ編成でボランティア不在グループが発生したことの対策として各号棟のグループ編成数を減らしたので、4～7 号棟では 3～8 階分を徒歩で移動頂くことになりました。集合方法を変更して頂いても構いませんとの連絡をしましたが、グループでご相談する時間・機会がなかったのではと思います。災害発生時はボランティア在宅状況が不明なので、最初に集合頂く方法を採用していますが、号棟毎のボランティアでより良い方法をご相談頂くことも検討課題です。

(3) 安否信号旗見易さ

(a) 色について

色は、8 街区の連合会町内会で統一しようとのことで選択された結果なので大幅な変更は避けたいですが、濃さは検討を図りたいと思います。

(b) 固定方法について。

方法は指定しませんでしたので色々な付け方になりました。

” 細い ” ” 手すりの中だと見えない ” は、最も簡便な方法として布の端を手すりの横棒に結びつけ長く垂れ下がる方法を用いた旗に対してのご意見とします。

一方、手すりの横棒から横に広がった状態で固定された旗(7 号棟南端中層にあり)は見え易かったと判断しましたが、布だけで固定されたのではない様でした。



各ご家庭で手間がかからず、簡便な方法で広がった状態を保ち、風で手すりの中に入り込まない、風に負けないこと等を目標に更に検討を進めます。

(4) 家具転倒防止と食器棚ガラス飛散防止の対策

(a) 家具転倒防止では 「対策していない」が昨年の約 1/5 の 6%となり、対策をされているご家庭が約 75%から 95%に増加しました。

(b) 初めて調査した食器棚ガラス飛散防止は未対策が約 40%で、まだ対策されていないご家庭が多い状況であることが判りました。

●ご家庭で行って頂きたい最小限の対策

東京湾北部地震、立川断層帯地震で想定される志木市の震度は震度 6 弱です。

(東日本大震災時は震度 5 弱でした)
気象庁発行の「震度と揺れの状況(概要)」

で、震度6弱は以下の様になっています。

- ・立っていることが困難になる。
- ・固定していない家具の大半が移動、倒れるものもある、ドアが開かなくなることがある。
- ・壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。

家具が倒れて下敷きになる、避難経路を塞ぐ、家具揺れで上に置いた人形のガラスケース等が落下して割れる、食器棚から食器が次々に床に落下して割れて部屋中に破片が飛散して歩けなくなる等が起こります。

安否確認は揺れが収まった後にしか行えません。まずはご自分で身の安全を図る対策をして頂くことをお願いいたします。

＜家具の対策＞

転倒防止と家具や棚上には落ちて割れるものは置かない。

＜食器棚の対策＞

食器が当たって戸のガラスが割れること、食器が飛び出すことを防ぐためガラス飛散防止シートを貼る。

開き戸タイプの食器棚は戸の開き防止器具を付ける。

＜履物の準備＞

部屋中にガラス・陶器片が飛散しても歩けるようにするために、底が丈夫な履物を身近な場所に置いておくことも重要です（夜間発生も考慮すると、寝ている所になります）。

なお、家具の転倒防止にダンボール箱を用いる方法は、面で支えることでかなりの効果が期待されとの情報があります。空箱を天井との隙間の高さに調節してはめ込みますが、注意点は中に重いものを入れないことだそうです。下記の写真はダンボール箱を布で包んだ例です。

家具の応急転倒防止策を試した

食器棚 段ボールで隙間をびったりと埋める



片手でもグラグラ
揺れると中の食器も
飛び出してきそう



両手でも動かない
段ボールを加工して
中には衣類を詰める



見た目もきれいに
しまっていた不要の布で
覆って段ボールを隠す

Ⅱ. 2012年度活動結果について

昨年9月のファミリータイムスで、以下の強化項目を挙げました。

- (1) 声かけ方法の改良
- (2) 広報活動の強化
- (3) 防災組織の強化



(4)防災資機材の充実

(5)防災訓練の充実

(1)ではボランティアにひと声登録者の安否確認を行って頂くことを決めさせて頂きました。更に訓練では、曜日、時間を指定して在宅可能性が高いボランティアのみに参加頂く ことにして昨年 12 月と今回 3 月の 2 回実施頂きました。

災害時の状況での訓練になってきたかと思いますが、今後もボランティア集会等でご意見を頂きながら、更に改善を図りたいと思います。

(2)の広報活動の強化では、昨年 1 月に全戸配布された「我が家の震災ハンドブック」を補強する「震災マニュアル中式版」をテーマを決めて発行することを計画しましたが、1 件も発行できませんでした。広報活動で 9 件挙げたテーマのうち最初の 3 件が次のテーマです。

(1)家具転倒防止

(2)ガラス飛散防止

(3)中式の水道水供給、家庭での水の確保

3/10 の訓練でのアンケートと体験の実施、また前述しました「ご家庭で行って頂きたい最小限の対策」を掲載したのが多少の代わりとご理解頂きたいと思います。

(4)の防災資機材では、市で備蓄しているものは除いて、ご家庭、防災会で用意するものを明らかにして購入するものを検討しました。以下を購入予定です。

皮手袋、LED ヘッドライト、大型救急箱、折りたたみ式テント(古いものと入れ替え)、IC-携帯型簡易無線機(ニュータウン他街区等と交信可能)、災害ボランティア用バインダ、充電式バッテリーと充電器

この数年間潤沢でない管理組合予算で購入頂いたお陰で(非常に高価なものは除いて)ほぼ揃ったのではないかと思います。

防災資機材を使う機会がないことが本当は良いのですが、倉庫にずっと寝たままではもったいない事です。既に軽量リヤカーは住民の方もご利用されているようですが、他の資機材でもご利用希望があると思われます。貸出実現には、ご希望有無の調査、貸出し可能資機材の明確化、ルール作成等が必要になります。

Ⅲ. 最後に

中式には、管理組合の自警消防組織と防災専門委員会、中式自主防災会があることになっていますが、実体が伴っておらずこの 2 年間の防災活動は防災専門委員会と町内会が活動を担っていました。

防災に関しての経験を積み重ねたメンバーが複数年間核となって防災専門委員会、中式自主防災会を運営していくことが重要と私は認識していますが、1 年で交代してしまうことが多い理事、町内会役員以外で在宅率が高く、数年間は活動頂ける方の参画が活動の活性化に結び付くと思います。

残りわずかな委員担当期間ですが、防災専門委員、町内会役員、理事、更に災害ボランティア、人材バンク登録の方、一般の住民で構成で、有事に機能する防災体制の構築を図りたいと思います。



3 月 10 日の防災訓練の一コマ

4. 住みよい環境づくり

****守る自然から管理された緑の環境へ****

環境整備(植栽)担当理事 津田 慎吾(1-104)

6～7年前はじめて町内会役員を経験したところに、植栽ボランティアの方々と知り合いになって、腐葉土づくりにも参加させていただくようになったこともあり、式番街管理組合第30・31期理事会の2年間に渡って、植栽担当をさせていただいております1号棟の津田です。

私自身20年前、家族との話し合いの中で、この町に移り住むことを決めるきっかけとなった要因の一つが、樹木の多い素敵な街で駅に行くまで横断歩道を一つ渡るだけという環境がありました。当時は周りの木々の大きさも気にならず生活をしていましたが、10年程前より1階ということもあり、日差しを木に遮られ日中でも部屋が暗く感じられるようになってきました。

また、木の根が歩道を持ちあげ歩きづらくなる、夜になると街灯の明かりが木の枝葉に遮られ、足元が暗くなり防犯に不安を感じられるようにもなりました。

今まで植栽担当理事・環境整備専門委員・植栽ボランティア・管理会社(東急コミ・桐谷造園)に守られてきたこの街の環境・樹木についても30年という時を経て、老朽化した木の処理・大きく育ちすぎたケヤキ、サクラの剪定、伐採・駐車場周りの木からの枯れ枝落下防止の管理など、今まで以上の管理が必要となってきております。また、全体的なバランスを考えて今後の街区植栽環境づくりの再設計も必要とされるようになってきております。

****現在居住者より指摘され、植栽担当が、対応・処理している諸問題****

1. 樹木が大きく育ちすぎたことによる弊害

①枝葉が覆いかぶさり日光を遮ることによる日照不足で枯れてきている低木。



◇対応：枯れてきている低木を除去し、碎石をまいて景観を良くしています。

②以前、芝生に覆われていたが、現在は荒れて砂地になった斜面。



サクラの木によって日光を遮られ、荒れてしまった斜面。(以前は芝生に覆われていた)



日差しを遮っていた桜を撤去し、春には地被類を補植する予定の荒れた斜面。

2. 街灯の明かりを遮り足元が暗くなるため防犯上の不安が発生



◇対応：サクラを撤去し、街灯の明るさを確保。

防犯上の問題より、街灯周りの桜を伐採し夏場でも明るさを確保できます。



3. 駐車場に覆いかぶさるケヤキからの枯れ枝落下

◇対応：環境整備専門委員・ボランティア・東急コミの巡回により、落下しそうな枯れ枝の撤去。

駐車場に覆いかぶさる大きくなったケヤキ細い枯れ枝が落下し、車を傷つける可能性があるため、ボランティア、東急コミなどが定期的に巡回し、枯れ枝を除去しています。



4. 剪定作業に高所作業車

樹木が大きくなることにより、剪定作業においても特別な高所作業車を使用する

などの余分な経費も発生します。（ケヤキなど）

5. 樹木の成長で見通しの悪化

細かった木々も太く大きくなり、より密集して見通しも悪くなっています。今後、以上のような問題を植栽担当理事・環境整備専門委員・植栽ボランティアが、管理会

社（東急コミ）・専門家（桐谷造園）の意見を聞きながら、老若男女居住者にやさしい街区づくりの再設計をし、管理していくことが求められてきます。



5. ゴミ集積所に出せないゴミとカラス問題

環境整備(清掃)担当 副理事長 小原 典子(7-106)

▼ゴミ集積所にだせないゴミについて

毎日生活をしていくためには、買い物をし、買った商品を食べ、使った後に当然のことですが、必ず捨てなくてはならない物が出てきます。または、使えなくなってしまった物もあります。さまざまな種類のゴミが出てきますが、ゴミ集積所に出せるゴミと出せないゴミがあります。

ゴミ集積所に出しているゴミは、市から委託された業者の回収車が決まった曜日に集めにきてくれていることは、もうすでに皆さんの生活の中では当たり前のことになっていると思います。

では、ゴミ集積所に出せない、市では収集しないゴミはどうするか？ということになります。

大まかに言って4つに分けられるかと思っています。

① 粗大ゴミ 自転車、椅子、箆筒など 24 x 24 x 35cm より大きな物

これらの「粗大ゴミ」については、中央の森式番街管理事務所で手数料を支払い、手数料納付券(シール)を貼り、粗大ゴミ置き場へ出してください。また、市役所で予約を取り富士見環境センターへ直接搬入することもできます。この場合、一点ずつの処分費ではなく、重量によって処分費が決まりますので、格段に安い処分費で済みます。粗大ゴミが大量になる時はお勧めです。

残念ながら、今までにも照明器具、アイロン台、ゲージ、チャイルドシート、水槽、などがゴミ集積所に放置されていました。



粗大ゴミです!!

これらの処分費は、管理組合が負担せざるえないことになります。捨てる時にぞんざいな捨て方をしているのは、目の前が片付くだけで、本当に片付け終わってという気持ちになり、すっきりとはしないのではないのでしょうか。もう一手間かける事によって、後片付けの後に飲むお茶がおいしくなると思います。

日本が資源を持たない国であることは、小学校の社会の授業で習うぐらい当たり前の事実です。まだまだ有効な資源が含まれているにもかかわらず、多くのゴミが埋め立ててこられています。再利用できる資源のリサイクル推進をしていくための仕組みを作るために法律が制定されています。製造業者、販売者の役割分担が決められています。まずは皆さんがその仕組みの中に製品を入れていただかなくては機能いたしません。

② テレビ、エアコン、冷蔵庫、洗濯機、衣類乾燥機(家電リサイクル法)

小売店、もしくは処分専門業者に引き取りを依頼することができます。新しい物をひとつ買う時に古い物を処分するのが一

番良い方法かと思います。使ってきた古い物を処分することも同時に考えていただければと思います。

③ パソコン、ディスプレイ

(PC リサイクル法)

パソコンは、平成 15 年以降の製品で PC リサイクルマークが付いている製品はもうすでに購入した時点でリサイクルにかかる費用は価格に含まれ支払っています。メーカーの窓口連絡をすれば、「エコゆうパック伝票」が送られてきます。パソコンを梱包しその伝票を貼り郵送すればいいようです。一度、「パソコン 3R 推進協会」<http://www.pc3r.jp/home/index.html> のホームページをのぞいてみてください。

また、販売店によっては買い取りを行っているところもあるようです。



④ バッテリー、消火器、ブロックなど

(処理困難ゴミ)

これらのゴミは、焼却処分できるものではありませんので、販売店もしくは、廃棄物処理業者に処分を依頼してください。

処分に迷った時は、まずは志木市の環境推進課(048-473-1111)へ電話で問い合わせしてみてください。

市が指定している業者としては、大村商事(0120-538-113、048-472-0328)、志木リサイクル(048-471-1931)などがあります。

▼カラスとゴミについて

6 号棟の東側のゴミ集積所は、よくカラ

スに荒らされているようです。どういうわけか、6 号棟の東側ゴミ集積所のコンテナは、ゴミが満杯になってしまい、コンテナの蓋が開いてしまっているのが原因のようです。カラスはとても知能が高いと言われており、人間の行動をととてもよく見ています。ゴミコンテナの蓋が少しでも開いているのを目ざとく見つけてカラスはやってきます。



カラスの荒らした後

ゴミコンテナの数はそれぞれの集積所ごとに住居戸数によって割りあてられています。他のゴミ集積所に比べても実は、6 号棟東側ゴミ集積所のコンテナの数は多く置いてあります。駅への通り道ということもあり、ゴミをご自分のごみ集積所へ出さずに、6 号棟東側ゴミ集積所に出されているのではと思います。

ご自分の住居に割り当てられたごみ集積所のゴミコンテナにゴミを出してください。また、ゴミ袋をもうひと押ししていただければ、蓋がピチッと閉まることもあります。ゴミ集積所には、ほうきと塵取りを置いてあるところもあり、散らかっているとそれを使ってお掃除してくださっている方もいらっしゃるようです。皆様ひとりひとりのお気持ちのお蔭できれいに保たれています。

6. 駐車・駐輪問題この一年

駐車・駐輪問題担当理事 中村 慎司（5－306）

■ 駐車場問題 永年の課題が大きく前進

駐車場利用希望者全員に対して、駐車場スペースの不足が長年続き、輪番制を導入してからも、番号の若い方から順番に街区外に駐車場を探さなければならない状況であり、駐車場不足の解決は当街区の永年の課題でありました。

そんな中、第30期定期総会（平成24年5月27日開催）にて承認されたガーデンプラザ駐車場借用契約の件は、8月5日に行われた両理事会代表者間による話し合いにより合意に達しました。月額利用料金額は、大型機械式駐車区画 11,000 円/台、中型機械式駐車区画 10,000 円/台となり、ガーデンプラザの組合員と同額で9月1日より借りることができました。（利用者の月額利用料金は敷地内駐車場の料金が適用され、差額は管理組合が負担しています。）

これにより駐車場不足問題は大きく前進し、4月には初めて待機者ゼロとなりました。街区外に駐車場を探さなければならない手間から解放されることになり、マンションの資産価値を維持することが出来ると思います。

■ 迷惑駐車について

東急コミュニティーによる街区内巡会時に迷惑駐車該当車両には張り紙にて、注意を促しているもの迷惑駐車が後を絶ちません。中には、駐車場代わりに停めていて常習者もいます。迷惑駐車は、有事に際しての消火活動や避難時の妨げのみならず迷惑駐車車両が停めてあるがために、駐車場

利用者が車を出し入れする際の接触事故の原因となることも十分に考えられます。

常習者につきましては、文書による注意喚起をおこなってはいるものの効果あまり見られません。今後も継続して巡会強化によりチェックを行っていくものとし各住民のモラルに委ねなければなりません。迷惑駐車の重大性を認識し協力いただきたいと思います。

■ 敷地内危険走行について

マンション敷地内を必要以上の速度で運転している者がいてとても危険を感じると、組合員から意見書があがりました。お年寄りや小さなこどものみならず、他の住民にとっても過度な速度で敷地内を走行することはとても危険を感じることであり管理組合としては、以下のような対応を取りました。

- ①理事会の議事録にて問題を提起。
- ②管理組合ニュース、各号棟掲示板にて走行注意の掲載を行いました。

【敷地内速度 10km】以下の徐行運転をお願いします。6号棟・7号棟駐車場は、志木大橋周辺の渋滞時に抜け道として利用されている場合もあ

り、住民以外の車の進入を防ぐのは難しく



また、その車が過度な速度で走行している可能性もあります。また、居住者の良識に頼らなくてはならない点もありますが、事

故が起きずにより安全な生活が送れるように、なってもらいたいものです。

7. 寄稿「H24年度の中式町内会活動について」

中央の森式番街 町内会会長 菊田 次郎

平成24年度の町内会活動は、昨年4月8日（日）の町内会総会からスタートしました。前会長の安本さん以外は役員全員が初めての経験ということも有り前年の活動を参考にしながら各担当グループが打合せをしながら活動を開始しました。

平成24年度の町内会活動を振り返ってみたいと思います。

1. イベント（祭り）について

大きなイベントとしては、志木ニュータウン全街区が力を合わせて実施している「森の祭り」と中央の森式番街町内会主催の「中式秋祭り」の2つの祭りが有ります。準備に時間がかかりますので、4月末から早速担当を中心に企画立案を開始しました。

「森の祭り」は8月25日（土）に開催されました。残暑が厳しい日でしたが、たくさんの住民が参加され非常に盛況に行うことが出来ました。

「キッズダンス」、「四小鼓笛隊パレード及び演奏」、「神輿」、「子供プール」、「フワフワ」、「スイカ割り」、「子供用ゲーム」、「各種飲食模擬店」などたくさんの催しが行われました。

「中式秋祭り」は10月28日（日）に開催されました。雨天で足もとの悪い中でしたが、中式集会所にたくさんの住民の皆さまの参加を頂き大変盛況に無事終了いた

しました。「手品」「フルート演奏」は大変好評でした。「スーパーボールすくい」「輪投げ」の子供向け催し、「各種飲食模擬店」も好評だったと思います。「お楽しみ抽選会」「敬老プレゼント」も実施されました。

このような行事を通して、中式にお住まいの方がお互い顔見知りになり、良いコミュニケーションが作られる街になっていくことが、災害に強い街作りの大きな力になっていくと思います。

2. 防災活動・防犯活動・環境整備活動について

防犯活動・環境整備については、毎月の役員会開催後に町内巡回パトロールを実施し、夏の期間は毎週夜間防犯パトロールを実施しました。

防災活動については、中式防災専門委員会へ参加し、管理組合と連携して防災活動を実施しています。

3月10日（日）防災訓練が行われました。「住民安否確認」がメインテーマです。

9時半のサイレンが災害発生・訓練スタートの合図です。

災害ボランティアによる「ひと声かけ安否確認」の実施、一般参加住民の「お隣近所の安否確認」が行われ、円形広場に設置された対策本部で参加者全員から確認報告を頂きました。

その後、3班に分かれて「中式の防災に関する設備見学」「E V停止閉じ込め体験」を実施して頂きました。「自宅の家具転倒防止対策実施状況アンケート」「安否信号確認」「トランシーバーの送受信確認」等も行い、訓練終了後に町内会有志が準備した「おしるこ」を召し上がっていただきました。

約3時間の防災訓練でしたが内容のある訓練が行われ、参加の皆様には好評だったと思います。

災害発生時、中式の皆様が協力し助け合っていきたいと思います。

3. 情報伝達活動について

町内会活動には、「情報の伝達」という大切な役割があります。「広報しき（志木市役所）」・「ふれあい（社会福祉協議会）」・「柳瀬川（柳瀬川交番）」・「地域安全ニュース（朝霞警察署）」・「志木四小だより」・「志木二中だより」のほか「日本赤十字」・「町内会連合会」他からのいろいろな情報の伝達を依頼され回覧・掲示を通して住民の皆様にお伝えしています。



3月10日防災訓練の一コマ

志木市及び関連団体が主催するイベントなどへの参加協力もその一つです。

「志木市スポーツフィスティバル（6月）」・「市民体育祭（8月）」・「親と子の市内まるごとクリーン作戦（5月・10月）」・「地域DE子ども見守り隊」の参加協力の呼びかけも実施させていただきました。

4. 助け合い運動について

「赤い羽根共同募金」や日本赤十字社の「社資募集」「歳末助け合い運動」への協力を実施させていただきました。

最後に4月7日（日）に平成25年度の町内会総会が開催され新年度の役員が選出され、町内会活動が開始されます。

本年同様、中央の森式番街の皆様のご協力を頂戴し、「住みやすい中央の森式番街」目指して町内会活動をしてまいりたいと思います。



編集後記

寒暖の差が大きい日々が続きました。また、いつもと違い風雨が強く、異常気象を思わせる今年の春です。柳瀬川の桜は例年より1週間ほど早く咲いてしまい、あわててお花見となったようです。当街区では、桜をはじめ様々な花々が街を彩っています。これから初夏にかけては、すがすがしい新緑とツツジやサツキ、アジサイなど花々の共演が楽しみです。日頃、植栽のお世話を下さっているボランティアの方を始め関係の皆様へ感謝です。早いもので、広報を担当してから来月で丸一年となりました。扱いにくい「Word」に悪戦苦闘しながらも、多くの方のご支援を頂きなんとか紙面づくりができました。ありがとうございました。

広報担当 近藤 記

「春」 中式の花々

